第十二条の二			
令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	（削る）	（削る）	第十五条第一項第十二号
平成二十六年経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	（削る）	（削る）	第十条第一項第二号イからハまで
		（削る）	第十条第一項第二号イからニまで

第十二条の二第一項各号列記以外の部分	第十二条の二第一項第三号	第十二条の二第二項	（新設）	
に掲げる者	に掲げる者	、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	（新設）	
又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第十条第一項第三号イに掲げる者	又は平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者	、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまで又は平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者	又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまで若しくは平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者	（新設）